

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第167号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第219号）

「辰巳ダム瀬領地区の地すべりについて 平成18年2月 石川県」（以下「本件報告書」という。）の2.「既往調査の主要記載箇所」の2.2「昭和60年度」の7.「考察」の7.1「急傾斜地についての検討」において、「瀬領町上流右岸の河床付近に分布する段丘面は笠舞上位段丘面（多摩面相当、約2万年前）に対比されている」とした根拠を記載した文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

3 担当課（所）

土木部河川課

4 異議申立て等の経緯

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) H23. 4. 22 公開請求 | (4) H25. 3. 7 諮問 |
| (2) H23. 5. 20 公開決定 | (5) H28. 3. 31 答申 |
| (3) H23. 6. 6 異議申立て | |

5 諮問に係る審査会の判断結果

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>本件公開請求書の公開請求の内容欄をみると、異議申立人が、本件報告書の特定の記述について自己の見解を述べ、その主張に合致しない記載の根拠となる文書の公開を求めていると認められる。</p> <p>しかしながら、実施機関は、本件公開請求に対応する本件報告書の部分は60年度報告書を抜粋したものであり、個別の記載事項に関する根拠等を記載した文書は保管していないと述べている。</p> <p>当審査会において本件報告書を見分したところ、実施機関が述べるとおり、本件公開請求に係る記述は60年度報告書の該当部分を再録したものと理解できる。</p> <p>このようなことから、実施機関が、本件処分において、本件公開請求に対応する公文書を存在しないとした決定は、不合理とはいえない。</p>

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第167号

答 申 書

平成28年3月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年4月22日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

「辰巳ダム瀬領地区の地すべりについて 平成18年2月 石川県」（以下「本件報告書」という。）の2.「既往調査の主要記載箇所」の2.2「昭和60年度」の7.「考察」の7.1「急傾斜地についての検討」において、「瀬領町上流右岸の河床付近に分布する段丘面は笠舞上位段丘面（多摩面相当、約2万年前）に対比されている」とした根拠を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成23年5月6日に、条例第12条第2項に基づき公開決定等の期限を14日間延長することとして異議申立人に通知し、平成23年5月20日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

個別箇所について根拠等を記載した公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年6月6日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成25年3月7日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人に対し、当審査会から理由説明書の写しを送付し意見を求めたが、特段の意思表示はなかった。

(1) 堤防により現河床と区分されている平坦部について、異議申立人には、谷底低地の沖積層と思われる。

また、笠舞上位段丘面は、城南中学校付近で10m、涌波付近では30m以上現河床より高い位置にあるが、本件報告書に記載されている右岸の河床部にある段丘面と現河床堆積物との比高差は1～3m程度であり、段丘面とは思われず、下流側の段丘面との対比は笠舞上位段丘面ではないと考えられる。

(2) 本件公開請求は、本件報告書において、特定の場所について、2万年前という特定の時代の地層に対比した根拠を記載した文書を請求したものである。

報告書は根拠に基づいて記載されたはずであり、その根拠が存在しないということは、記載事項そのものが不存在であることを意味する。

その記述の根拠となる公文書が存在しないはずがない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書は、本件公開請求に係る記載のある「昭和60年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）貯水池地質調査業務委託報告書」（以下「60年度報告書」という。）のほか、数件の報告書から瀬領地区の部分を転載したものである。

60年度報告書の該当箇所の直前の記述には、「北陸第四紀研究グループ：1969」からの引用を示す記載があることから、この文献を参考に、対比して推定したと考えられるが、個別の理由や根拠の記述がないので不存在とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において、「瀬領町上流右岸の河床付近に分布する段丘面は笠舞上位段丘面（多摩面相当、約2万年前）に対比されている」とした根拠を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

本件公開請求書の公開請求の内容欄をみると、異議申立人が、本件報告書の特定の記述について自己の見解を述べ、その主張に合致しない記載の根拠となる文書の公開を求めて

いると認められる。

しかしながら、実施機関は、本件公開請求に対応する本件報告書の部分は60年度報告書を抜粋したものであり、個別の記載事項に関する根拠等を記載した文書は保管していないと述べている。

当審査会において本件報告書を見分したところ、実施機関が述べるとおり、本件公開請求に係る記述は60年度報告書の該当部分を再録したものと理解できる。

このようなことから、実施機関が、本件処分において、本件公開請求に対応する公文書を存在しないとした決定は、不合理とはいえない。

4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約1年9か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいい難く、実施機関にあっては、今後、適切な対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 3 月 7 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 1 9 号)
平成 25 年 6 月 4 日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成 27 年 7 月 31 日 (第 265 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 27 年 10 月 15 日 (第 267 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 27 年 12 月 21 日 (第 269 回審査会)	○事案の審議を行った。